

安芸国沼田荘の市場と瀬戸内流通網

藤田 裕 嗣

- I. はじめに
- II. 史料にみえる市場とその特徴
- III. 市場の比定
 - (1) 市場地名の検討
 - (2) 安直本市・安直新市の復原
 - (3) 小坂新市の復原
 - (4) 市場在家の性格
- IV. 瀬戸内流通網と市場
 - (1) 畿内・朝鮮との流通
 - (2) 流通に占める市場の位置
- V. おわりに

I. はじめに

筆者は前稿¹⁾において農村間の流通そのものに注目する立場から、商品が流通する過程の諸類型のなかに市場を位置づけることによって、市場の機能にアプローチした。このような方法により単独では市場の機能を明確にし難い史料をもとに、抽象的ながら若干の議論を展開することができた。

本稿では流通そのものに注目する筆者の基本的立場を踏襲しつつ、前稿で既に指摘した一般的傾向を踏まえた上で、具体的な市場をとり上げて考察する。本稿でフィールドとするのは、史料が比較的豊富に残存する安芸国沼田荘の市場である。前稿では市場を位置づける際の枠組としての流通を農村間のそれに限定したが、本稿のように具体的な市場をとり上げた場合、農村間の流通以外にも眼を向ける必要が生じる。沼田荘は、古代以来畿内向けなど重要な交通路として機能した瀬戸内海に面しており、この瀬戸内の流通網のなかで沼田荘市場が果たした役割を不十分ながらも問題にしたい。

沼田荘市場は、今井林太郎による史料紹介的研究²⁾によって早くから知られ、主に地頭小早川氏の領主制形成との関連で検討が進められた³⁾。これに対し、沼田荘の在地構造の復原を行った石井進は、市場についても、小早川氏との関係を論ずるのみならず、その復原を試みている⁴⁾。最近では網野善彦が無縁論の立場からその立地が無主の地としての中洲にあたる点に注目しつつ、士商分離の早い例とされてきた小早川氏による市場禁制を再解釈している⁵⁾。

これらの先行研究⁶⁾に導かれながら、本稿ではあくまで流通システム論の立場から、小早川氏による領主支配との関連よりも、その奥に潜む実態にアプローチしたい。具体的には、まず、歴史地理学で問題とされる市場の現地比定・復原をより厳密に行ったあと⁷⁾、瀬戸内流通網のうち畿内への流れにとくに注目して、その中に占める沼田荘市場の位置を問題にする。

II. 史料にみえる市場とその特徴

まず、何らかの形で市場に触れている11通の史料(表1)に即して市場の発展の過程を概観することから始める。以後、表に記した①等の記号は、これらの史料を指すとき用いることにする。

市場が初めて登場するのは①・②の史料で、これは同一の土地の売券である。①で土地の買主は「ぬたのいちの比丘尼しやういの御ほう」で、彼女は市場に住んでいた。しかも、この土地は四至が北と南は「大道」、西は「小路」、東は「万才助家」で、翌々年転売された②では「屋敷」と書かれていることからして、かなりの規模の集落内にあったわけで、「ぬたのいち」内だと考えてよかろう。このような市場集落の状況から少なくとも13世紀にはそこで市が開か

表1 市場が登場する史料

記号	年代	文書名	出	典
①	応長2(1312)年	四郎太郎友氏嫡子孫六連署売券案	臺沼寺文書5	『広島県史』古代・中世資料編IV
②	正和3(1314)年	沙弥真阿売券	〃 7	〃
③	暦応3(1340)年	小早川円照宣平置文案写	小早川家証文19	『大日本古文書家わけ 11』
④	文和2(1353)年	安芸沼田荘市場禁制写	〃 25	〃
⑤	応永21(1414)年	小早川常嘉則平讓状案写	〃 53	〃
⑥	応永22(1415)年	仏通寺仏殿立柱馬注文写	〃 45	〃
⑦	応永31(1424)年	仏通寺方丈上棟馬人数注文写	〃 44	〃
⑧	永享5(1433)年	小早川氏知行現得分注文写	〃 62	〃
⑨	寛正6(1465)年	仏通寺塔立柱馬人数注文写	〃 135	〃
⑩	文明12(1480)年	継目安堵御判札錢以下支配状写	〃 220	〃
⑪	天文18(1549)年	仏通禅寺住持記		* 〃

注 年代順に配列した。

* ⑩は未刊。仏通寺所蔵。

れていたと考えられる。

次に、③・④は小早川氏の惣領宣平、また、子の貞平による市場禁制である。この中で市場はそれぞれ「市」、「沼田市庭」という形で現れる。ここで①の「ぬたのいち」、④の「沼田市庭」は恐らく固有名詞で、同一の市場を指す。また、④は貞平自身が語るように「故殿」の方針、つまり③を受け継いだものである。だから、③がごく一般的な形で呼んでいる「市」も①・④と同じ市場だと考えるのが妥当である。

⑤は貞平の孫則平が子の持平に与えた讓状である。しかし、則平は永享年間になって所領を悔い返し、持平の弟熙平に与えたために兄弟の間に相続争いが起こる。⑧は所領を折半することで一時和睦が成立したときの注文だが、そのも熙平が安堵されている。

この沼田小早川氏の危機のなか、⑤では、

「一市後新田木々津新田事^{付塩入市庭事}」

「一小坂郷地頭職公文検断事^{付塩入市庭事}」

とあり、⑧では

「一所 小坂郷二百三十貫文
新市凡在家百五十」

「一所 安直郷二百貫文^{本市凡在家三百土蔵一所}」

とあって、いずれの史料においても二カ所の市

場が記載されている。これらの市場の間の関係を考えてみよう。まず、⑤の2つの「塩入市庭」のうち、後者は小坂郷にあるから問題なく⑧の「新市」であり、一方、前者は「本市」と考えてよいであろう。ここで従来から安直郷にあった「本市」の他に、さらに小坂郷に「新市」が出現していたことを確認できる。

次に、惣領春平が創建した仏通寺の伽藍の建立協力者を記した⑥、⑦、⑨の中に⑥では「前倉」、⑦に「本市倉」、⑨に「新市倉」という名が見え、市場の土倉商人であると従来言われている（注3-B, 122頁, 4-E, 189頁など）。

そして、⑩は惣領敬平の上洛費用を醸出した一族・被官等の目録である。その中に、「三貫文 安直新市御代官 真田助九郎」とあり、安直郷に本市の他にもう一つ市場が開設されていることがわかる。

最後に、⑪の史料で「沼田本市ノ住現之女」である「玉蓮妙祐禅尼」が、仏通寺に十貫文を寄進していることが知られ、「本市」の存在を天文年間まで確認できる。

以上のように、沼田荘では三カ所の市場を史料で確認できる。これらのうち、最初に安直郷に出現した市場はのちに「本市」と呼ばれており、13世紀には開市されていたと思われる。15世紀に入ると小坂郷に「新市」が確認され、そ

の世紀の半ばには安直郷にさらに「安直新市」が開設されている。そして、16世紀には少なくとも「本市」は存続していた。恐らく他の二つの市場も機能していたであろう。このようにして確認された市場を以後それぞれ「安直本市」、「小坂新市」、「安直新市」と呼ぶことにする。

これらの市場について史料から判明する諸特徴のうち、今後の考察の際に念頭に置くべき点をここで指摘しておく。

その第一は、市が発展していたことである。③・④で小早川氏に市場禁制を出させたことは、沼田荘での商品経済の発達、ひいては市の発展を示す。また、⑩で安直新市の代官が提出した3貫文は、庶子家の1人徳光大藏丞および被官の有田彦十郎の5貫文に次ぐ額で間接的にこの市の発展の程度が知られる。そして、市場商人が富裕だったことは、⑥・⑦・⑨で土倉商人と従来考えられている者が仏通寺に寄進していることから窺えよう。それに加えて⑧でも安直本

市に「土蔵一所」を確認できる。また、⑪においても安直本市の住人が仏通寺に寄進している。

第二の特徴として、市の発展が背景となって市場集落が形成されていたことを指摘できる。

安直本市ではすでに14世紀に住人が集住しており(①)、15世紀の⑧の段階には市場「在家」を約300宇、また小坂新市では約150宇を確認できる。この市場「在家」は、小林健太郎⁷⁾が13・14世紀の新見荘二日市を復原した際に小規模な街村の構成要素であるとした「市庭在家」と類似した存在であるとみなしうることに注意したい。

特徴の第三は立地に関する点である。安直本市は14世紀には「ぬたのいち」、「沼田市庭」と呼ばれていた。この「ぬた」は湿地の意味で⁸⁾、当時沼田川河口付近に広がり、「塩入荒野」(小証4)とも呼ばれた後背湿地を指すものと思われる。その湿地中の自然堤防上に開かれたからこそ「ぬたのいち」などと表現されたのである

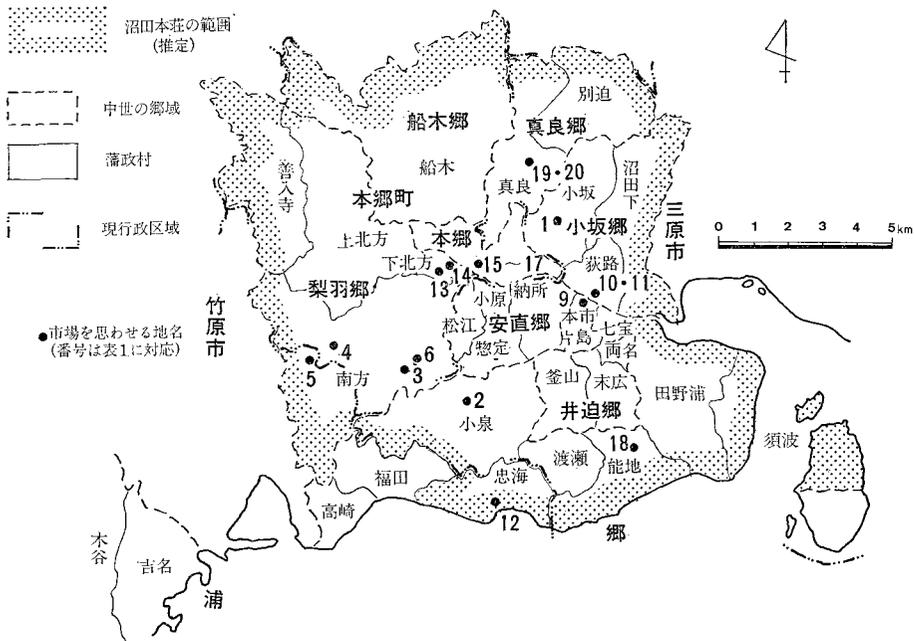


図1 沼田本荘の範囲と市場を思わせる地名の分布
 注) 近世・近代における新田・干拓地を除くことによって中世の大よその海岸線を推定して示した。

表2 市場を思わせる地名

記 号	旧 藩 政 村 ・ 大 字	地 名	現 在	近 世 ⁽¹⁾		
				芸藩通志	国郡志 ⁽²⁾	そ の 他
1	小 坂	市ノ迫谷	——	○	○	——
2	小 泉	市 垣 内	小 字	——	△	——
3	南 方	市 ケ 谷	〃	——	——	——
4		市 ノ 渡	〃	——	——	——
5		市 ノ 渡	〃	——	——	——
6		市 菜	——	○	○	——
7	本 市	市 市 浦 (そ の 他)	大 字	○	○	○
8			——	○	○	——
9			小 字	——	○	○
10	荻 路	市	小 字	○	△	○
11		市 裏	——	○	△	——
12	忠 海	今 市	小 字	○	○	——
13	下 北 方	茅 ノ 市	集 落 名	○	△	○
14		原 市	〃	○	△	○
15	本 郷	新 市	小 字	——	○	○
16		北 市 裏	〃	——	——	——
17		南 市 裏	〃	——	——	——
17		上 市	区 名	——	○	——
		下 市	〃	——	○	——
18	能 地	上 黒 市	小 字	——	△	——
		下 黒 市	〃	——	△	——
19	真 良	市 場	〃	——	△	——
20		市 齊	〃	○	△	——

注(1) ○を付けた地名は各々の史料に見えるもの、——は見えないもの。

(2) △は「国郡志」が現存しない村。なお、「国郡志」とは広島藩が『芸藩通志』編纂の資料として各村より提出させた「国郡志御用ニ付下しらへ書出帳」の略。

う。しかし、この広大な湿地は以前から小早川氏によって上流から順に「新田」として干拓されていた。⑤では「市後新田木々津新田^{付塩入市庭事}」とあり、15世紀には安直本市の背後が干拓され、市後新田と呼ばれていた。それでも市場自身は小坂新市も含めて「塩入市庭」と表現されている。市場が瀬戸内に連なる塩入荒野と耕地との境付近に開かれていたことに注意しておきたい。

特徴の第四は小早川氏との密接な結びつきで

ある。市場は⑤で惣領の讓状に現われ、⑧で知行の対象となり、⑩では代官が派遣されており、小早川氏の支配を受けていたことがわかる。そして、⑥・⑦・⑨・⑪で市場商人とみられる者が小早川氏の氏寺の性格をもつ仏通寺に一族と共に寄進を行っていることは、小早川氏と市場商人との間の深い関係を示している。

これらのことを踏まえて、次章で市場の故地を比定する。

Ⅲ. 市場の比定

(1) 市場地名の検討

沼田荘の市場を比定するために、沼田荘域の中から市場を思わせる地名を検出する。

まず、沼田本荘の範囲を確定しておきたい。沼田本荘は本郷、小坂郷、浦郷、井迫郷、安直郷、梨羽郷、船木郷、真良郷から成るとされ⁹⁾、文政年間に作成された広島藩の地誌『芸藩通志』¹⁰⁾によって、各郷と藩政村との関係を表わしたのが図1である。これらのうち、沼田新荘に含まれる村などを除き¹¹⁾、沼田本荘域を図のように考えておく。(以後「沼田荘」)

この範囲で近世、現在の地名から市場関連地名を捜した。その結果、表2、図1に示した20の地名が拾えた。但し、これらのうち1から5までの「市」は恐らく数詞の「一」の書き換えであり、6は市場に関連するとは考え難い。

そこで、これらを除外した7から20までの地名を参考に、史料に現われる三つの市場、すな

わち安直本市、同新市、小坂新市を比定する。

まず、安直本市、小坂本市は通説¹²⁾では各々7の旧安直郷内で「本市」(以下大字名を指すとき、安直本市と区別するため「本市村」と表わす)と10に比定されている。各々郷内唯一の市場関連地名であり、位置も図2のように推定される「沼田」の干拓過程と矛盾しない。しかも、空中写真からの判読などによれば、付近は微高地を含む後背湿地であり、史料から想定される両市場付近の情況に合致する。そこで、安直本市を本市村、小坂新市を小字市付近に比定する通説に従う。

一方、安直新市の比定案は管見に見えない。これは安直郷にあったが、郷内には先の本市村以外に市場関連地名はない。そこで、『芸藩通志』編纂の資料として本市村より提出された「国郡志御用ニ附下しらへ書出張」(以下「本市村国郡志」と略す)を見ると、「本市^{比須}祠」、「新市^同祠」とある¹³⁾。しかも、現在本市村内の沼田神社の境内には「新市社」が祀られている。

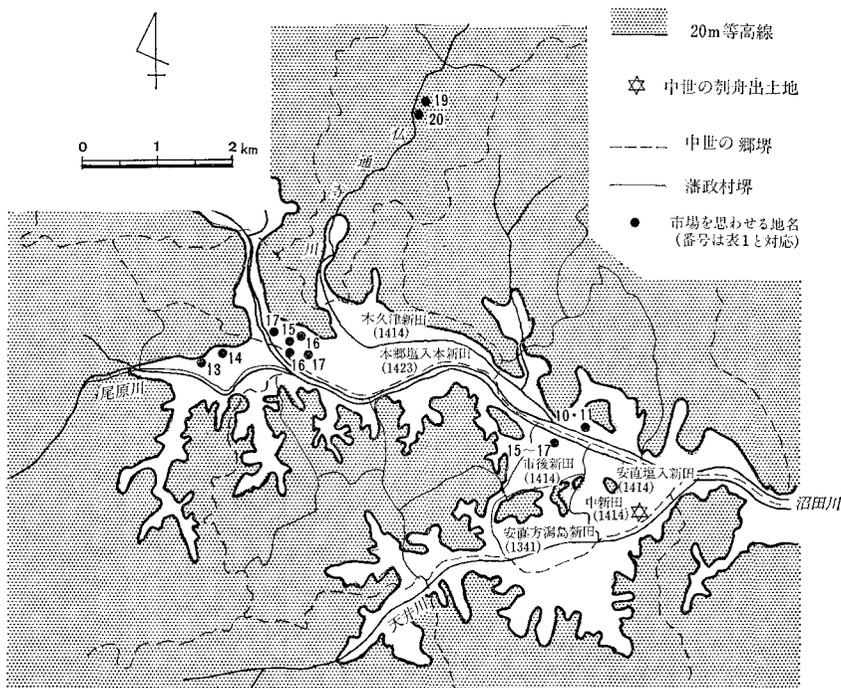


図2 中世に開発された新田
()内は史料初見年代

また、沼田神社の神官が寛永年間に記した旧記に「此社に（中略）日毎に参詣して市をなしける其所を、今は本市新市と云はし（む）」とある¹⁴⁾。これらに見える「新市」こそが安直新市の遺称であると考えられる。この安直新市と先の安直本市とを本市村のうち比定する作業は、次節で行う。

最後に残る12から20までの市場地名を簡単ながら順に検討しておこう。

まず、12について忠海小字今市は町外れに位置し、近世の開市は考え難い。ただ、忠海は戦国期から港として機能していたから¹⁵⁾。小字本町付近がそれに付着して成立した可能性がある¹⁶⁾。

次に、下北方茅ノ市(13)は寛永期に宿駅に指定され¹⁷⁾、その後宿駅が本郷に移されても、依然として間の宿的機能を果たしている¹⁸⁾。しかも、18世紀には市が開かれていた¹⁹⁾。この市の起源を戦国期に遡せることは可能である。

また、隣接する14の同原市も茅ノ市における市に因む地名であろう²⁰⁾。

次に、本郷の15～17の地名はいずれも近世の宿駅²¹⁾に関係する。この駅で立っていた市²²⁾の起源は不明だが、駅所が茅ノ市から移されたとき伝馬役負担の代償として認められた近世起源

の市と考えられる。

最後の能地(18)、真良(19・20)には市神や近世における開市の史実はないが、その地名はここでの開市を想定させる。中世に市が開かれていたのかもしれない。

このように、沼田荘では史料にみえる3カ所の市場の他に戦国末期には忠海と下北方にも市が開かれ、また、能地、真良ではそれ以前に市場が成立していた可能性がある点を指摘しておく。

(2) 安直本市・安直新市の復原

前節で安直本市と安直新市の両方を本市村内に比定した。そこで、本節ではまず本市村内に安直本市・同新市のそれぞれを比定することが必要である。

既に述べたように、「本市村国郡志」に「本市 恵比須祠」、「新市 同祠」と見え、この「本市」、「新市」が中世の各市場の遺称と考えられる。しかし、残念ながらこの胡社の位置は確認できない。つまり、胡社は現在両社とも沼田神社(図3)の境内に移されているが、現地での聞き取りによれば、それまでは図のa、bにあり、aにあった胡を上胡、bを下胡または市胡と呼んでいたという。これについて「本市村国郡志」では上胡、下胡の呼称は確認できるが、そ

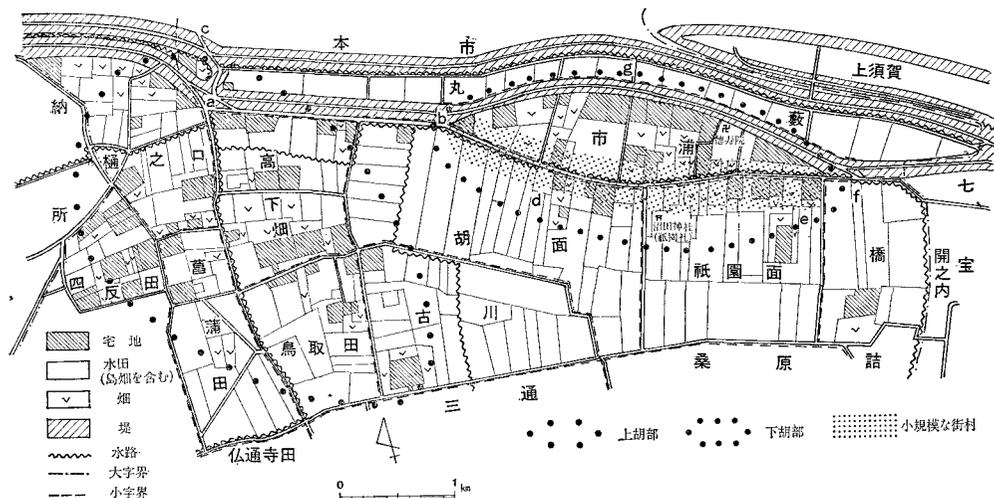


図3 本市村北部の土地利用
本市地籍図(明治～大正頃調整)による

れらと「本市」胡，「新市」胡との関係は明らかにしえない。また，安直新市を比定するもう一つの根拠となった新市社の縁起，故地も不明である。そこで，次に間接的なアプローチを試みる。

まず，近世末の「市」の範囲を考えてみよう。それは「本市村国郡志」に村内小名の一つとして現われる。他の小名を比定することによって「市」の範囲は本市村の北部一帯であると考えられる。しかも，図のc付近に当時「市頭」の地名が存在したらしい²³⁾ことはこの考えを傍証する。

こうして，「本市村国郡志」で胡社に付せられた「本市」，「新市」の名称は，当時「市」と呼ばれ，微高地であった本市村の北部のうち，aとbにあった胡社付近を指したと考えてよからう。そこで，各胡社付近をそれぞれ「上胡部」，「下胡部」と呼び，おおよそ図に示した範囲を指すものとすれば，次の問題は，そのどちらが近世末に本市，新市と称されていたのかを究明することである。

そこで，上胡部と下胡部の地割形態を比較してみよう。まず，下胡部のd e間に道b fの南に沿って比較的面積の狭い短冊型地割が連続して並んでいるのが注目される。そこは道b eに沿った小規模な街村を思わせる。それに対し，上胡部では奥行に比べ間口が広いブロック型の地割を比較的多く見出せ，各戸の宅地面積はより広い（図3）。小林の精力的な研究によって，より新しい市場に短冊型地割が見出される傾向が認められている²⁴⁾。この傾向を沼田荘の場合にも適用するならば，下胡部を安直新市，上胡部を安直本市と比定することもできる。

しかし，下胡部には中世の五輪塔や宝篋印塔をもつ²⁵⁾徳寿院があり，さらにその西南には少なくとも中世には廻りうる祇園社がある²⁶⁾。その門前こそ本市と称されるにふさわしい。この点を重視すれば，逆に下胡部を安直本市と比定すべきことになる。

結局この点は決め手がなく，結論を先に伸ばさざるを得ない。本稿では上胡部・下胡部のい

ずれかがのちに成立した安直新市であったと考えられることを指摘するに留めたい。

但し，安直新市がそのいずれであったにせよ，安直本市に極めて接近した位置に成立したことは確実である。これは安直新市が安直本市から分出したことを示すのであろう。つまり，史料上での「安直新市」出現以前に，すでに安直本市の延長部として市場集落が形成されていたと考えられる。⑧の在家約300宇在住の記事はその時点のものであろう。そして，何らかの契機により安直本市とは市日等の異なったシステムをもつ「安直新市」が誕生したと想定されよう。

次に，下胡部は，道b fの両側に家屋がとりつくという街村形態をとっていたと考えられる。そのすぐ北にある土手b g fは，その時期は不明だがこの街村を水害から守るために造られたと思われる。そこから逆に推論すれば，この街村は図3のようにbからfまで伸びていたのであろう。新見荘の事例に通じる街村状の地割はこの下胡部にのみみられ，到底300宇の在家（⑧）を収容しきれないが，上述のように上胡部も含めて考えることによって⑧の記事を矛盾なく理解できることを改めて指摘しておきたい。

(3) 小坂新市の復原

ここでの課題は，中世の市場，小坂新市を復原することである。しかし「市町絵図」¹⁹⁾や宝暦年間作成の「中国行程記」に「荻路市」の記載があり，18世紀に西国街道を中心街路とする市が開かれていたことが確認できる。そこで，中世の市場を考察する前に，近世の「荻路市」なるものを見ておくことにしよう。

この頃の市の中心街路である西国街道は図4の道a bである。それに対し，明治初期には道a cが街道であった。すなわち，西国街道は恐らく18世紀までa bだったのだが，「荻路市」場一帯の水害対策のため，19世紀になって当時の自然堤防または「トテ」²⁷⁾ a cを強化し，街道もここに移したのだと思われる²⁸⁾。そして，屋敷もa cの方に移り，新しい街道を中心街路として再び市が開かれたのだらう²⁹⁾。

次に，「市町絵図」には中心街路の両側に一

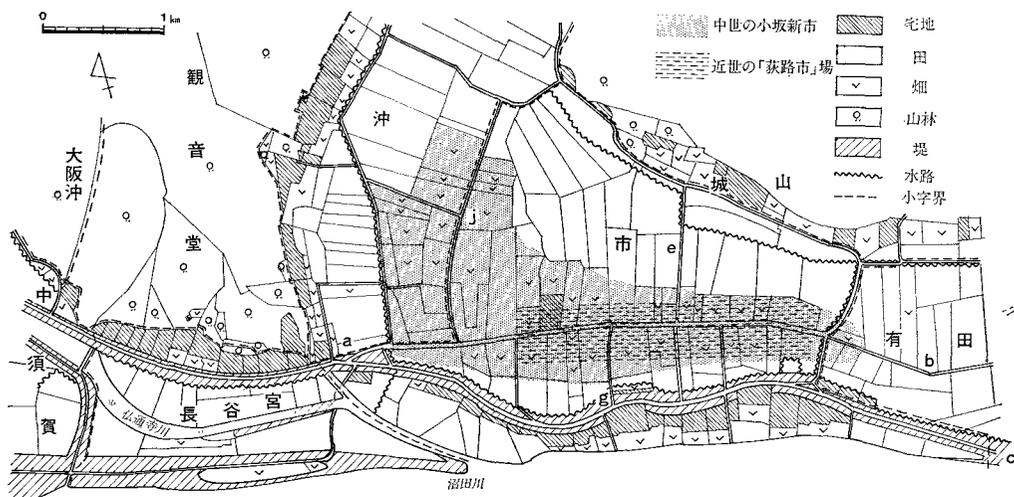


図4 荻路小字市付近の土地利用と小坂新市の復原
荻路総反別絵図（明治15年）などによる

本ずつ直角に取りつく「小道」，「小路」が記されているが，このうち北の「小道」は明らかにd eに比定できる。すると，南の「小路」はf gであり，それをもとにして18世紀前半の荻路市場を図4のように復原できる。

この市場には祇園社と胡社が祀られていた。まず，祇園社は承応年間の創祀で，寛保年間に現在の社地hを寄進し，新たに小祠を建立したという³⁰⁾。ゆえに，この社はその存在を中世に遡れず，近世初頭に恐らく本市村の沼田神社から勧請したものである³¹⁾。次に胡社はi付近に一社祀られていた³²⁾。但し，縁起類がないため中世にその存在を遡れるか不明である。なお，この市場には胡社の西隣りに「高札場」³³⁾まであって，当時かなりの中心性を有していたようである。

この近世の市場のあり方を参考にしながら中世の市場集落の範囲を推定し，小坂新市を復原しよう。

まず，近世の荻路市場付近一帯は小規模な街村を成し，新見荘や先の沼田荘本市村下胡部に一脈通じるものがある。さらに，そのすぐ外側に土手がある点は，下胡部と共通している。土手の存在は享保頃にもa c付近に想定される³⁴⁾。そこで，下胡部と同様，荻路市場にあたる部分

に小坂新市を比定できる。しかし，近世の「荻路市」は両側に「三捨六軒本家」が並ぶのみであり，「小家並馬家」を含めても「惣家数五捨八軒」にすぎない（「市町絵図」）。これに対し，中世の小坂新市は既に③の段階で「凡在家百五十」があったから，この他にも集落が広がっていたと考えざるを得ない。例えば，荻路市場と同様に微高地で明治期に畑地が並んでいるj付近もその候補に挙げられる。こうして，中世の小坂新市をおよそ図4のように考えておきたい。

この小坂新市の商人の中には，近世初頭になって小早川氏によって城下町三原に移された者もいたであろう³⁵⁾。しかし，小坂新市は西国街道に沿っていたため，対岸の安直本市・新市のように廃絶することなく，「百姓町」（「中国行程記」）として再生し，荻路市と呼ばれ，a bを中心とした街村風の市場集落に純化したものと考えられる。

(4) 市場在家の性格

以上，本章では沼田荘市場（以後，「沼田荘市場」とは史料にみえる安直本市・新市，小坂新市を指す）の復原を試みた。その際，復原の手掛かりとした市場在家の性格についてここで若干の検討を加えておきたい。

さて，新見荘の史料にみえる「市庭在家」に

については、従来中世史学において次のような視角から取り扱われてきた。すなわち、在家に住む各住人の全保有耕地面積の広狭によって彼らの農業からの自立の度合を測り、そこから商業への依存状況を推定するというものである。つまり、農商未分離の傾向を踏まえつつ、彼らは商人の性格ももつと考えられてきたわけである³⁶⁾。また、景観の面については、小林健太郎による歴史地理学の立場からの研究⁷⁾によって市庭在家は小規模な街村の構成要素であることが示された点は、既に指摘しておいた。

これに対して、本稿のフィールドである沼田荘の市場「在家」は、15世紀に安直本市で約300宇、小坂新市でも約150宇を数えた(⑧)。これを新見荘についての従来の成果から類推すれば、短冊型地割による街村が複合した相当規模の都市的集落が想定される。しかし、第2節・第3節でも検討したように、少なくとも故地には上述の想定に見合う土地割は残されておらず、街村はせいぜい一本を復原しうのみであった。

このように、沼田荘については、新見荘の事例とは異なり、市場在家を一元的に街村の構成要素であるとはみなし得ないのである。このような景観の面についての相違とともに、沼田荘の市場在家は、機能的にも新見荘の場合とは性格を異にし、その全てが商人の性格をもつと考えることは困難であると言わざるを得ない。例えば、農民の他にも史料③・④から小早川氏の家臣で市場に居住した者がいたことが知られる。すなわち、③・④で小早川氏の被官人が小早川氏の館付近を離れて市場に居住したり、市場住人の娘を妻妾とすることが禁じられている。両史料の無縁論による再解釈³⁾の是非はともかく、この時期の市場が「すでに住人は現われているとはいえ、まだ定期的な市日に多くの人々の集る場であり、なお永続的な集住地一町一になり切っていなかった」という指摘(注5-B 142頁)自体は妥当である。定期市に集まる商人だけでなく、被官人などの消費者も徐に定住し始めていたことが窺えるといえよう。

いずれにせよ、市場在家の全てを安易に商人の性格をもつとは考え難いという点は、史料による検討からも指摘し得る。というのは、史料⑧の市場「在家」の記事は、市場に居住すると領主から把握された「在家」の数を示すに過ぎず、何も「在家」の住人の職種までを限定するものではないからである。

翻って、新見荘の「市庭在家」についても同様である³⁷⁾。「市庭在家」という把握のしかたは一般の「在家」とは異なる彼らの性質に対処したものであろうが、その性質が通説のように彼らの商人としての性格³⁸⁾にあるか、なお検討の余地があると思われる。第一義的には「市庭」と呼ばれる地区に屋敷をもつという点にあり、商人としての性格はそこから派生したものとすべきであろう。

市庭在家とは第一義的には市場の住人であるに過ぎない、という上述の点は、新見荘・沼田荘の事例に留まらず、より一般的に指摘できることである。市場在家のうち商人の性格をもつ者は少くなかったであろうが、全てが商業機能を果たしたと考えるには慎重であるべきだという点をここで指摘しておきたい。

IV. 瀬戸内流通網と市場

前章で3カ所の沼田荘市場を比定した。その結果、3カ所とも当時の沼田川の河口付近に位置したことが明らかになった。この河口付近は内陸部への交通路である河川と瀬戸内海との接点にあたる。また、瀬戸内海は古代以来流通路として重要な機能を果たしていた。ゆえに、市場付近が港としての性格ももっていたと考えられる。従来指摘されているように、³⁹⁾市場は船着場の施設を伴っていたのであろう。

一方で沼田荘の地頭小早川氏は、14世紀中葉以降畿内および朝鮮という2つの領域外との流通に進出した(注3-E)。また、沼田荘の市場とも密接な関係を保っていたことは第II章でみた。そこで、本章では沼田荘をとりまく瀬戸内流通網のうち、とくに畿内と朝鮮向けの流通をまず地頭小早川氏の動向にも目を向けながら明

らかにしたのち、第2節でそれと市場との関係を問題にしたい。

(1) 畿内・朝鮮との流通

本節ではまず畿内との流通について文安2(1445)年兵庫北関入船納帳(以下「入船納帳」と略す)を用いて考察する。入船納帳としては従来から1・2月入船分を記載した東京大学文学部所蔵のものが知られていたが、それに続く3~12月入船分を記したものが燈心文庫に蔵され、最近になって公刊された⁴⁰⁾。先の東大蔵の入船納帳が欠失部分があるのに対し、後者は記事が連続しているのが特徴である。そこで、前者にもとづいた小早川氏に関する従来の考察(注3E)を深めることができる。

この史料には兵庫北関に入船した船毎に(1)入船月日、(2)船の所属地、(3)貨物名、(4)数量、(5)関料とその納入日、(6)船頭名、(7)問丸名が記されている。(6)に示されている船頭は、船籍地(2)を本拠地として活動し、貨物(3)を多くの場合その船籍地から積み出したと考えられる。そして、兵庫北関を通関し、入船納帳に登録されたのである。そこで、入船納帳を用いることによって文安2年1年間について船籍地=港湾から畿内の流通の状況の一端を明確にできる。ここでは本章の課題を吟味するために、沼田荘付近で畿

内と結ばれていた諸港を明らかにする方法をとる。

入船納帳には船籍地として沼田荘付近一帯では三原、瀬戸田、高崎、竹原等の名が見える。各々に属する船の積荷は図5に示した。図で円グラフは、数量(4)のうち殆どのケースを占める石で丈量されているものを集計した。関料(5)は積荷(3)の価値に対応して賦課されたとも考えられ⁴¹⁾、このような集計の際本来はより適当なのであるが、一隻の船に複数品目の貨物(3)を積載している場合、関料(5)は合算されているため、品目毎に集計しえない問題がある。しかも、商船は別として、年貢輸送船の多くは関銭が免除されていた⁴²⁾ために(5)に記載がたとえないとしても、数量(4)は明記されている場合も少くない。そこで、材木類など嵩高い物品が大きめに計上される点に注意しながら以上検討を進める。

まず、三原⁴³⁾と竹原所属の船の輸送高は低い。また、その大部分が備後塩である。

次に、安芸国生口島の瀬戸田も備後塩の積み出し港としての性格を強く持っている。武藤直の集計に従えば、瀬戸田所属の船が運んだ備後塩の量は、兵庫北関を通関した備後塩の約3割、塩全体でも約15%に及ぶ⁴⁴⁾。既に指摘されているように⁴⁵⁾「備後」塩⁴⁶⁾とは、生口島の他にも安芸・伊予国を含めた一帯の島嶼で生産された塩を指すと考えられる。生口島以外の島嶼産の塩も瀬戸田の船が運んだ可能性がある。

また、瀬戸田は備後塩だけでなく他の貨物品も大量に積み出す港であった。図6は主要な船籍地について輸送量とその内容を示したものであるが、瀬戸田所属の船が運んだ量は、全貨物品についての集計で首位を占めており、塩を除いても16位となっている。

さらに、記載されている積載量は兵庫北関で関銭徴収の対象となった量にすぎないという限界はあるが、船頭を手掛かりにその地に属する船の大きさを推定できる。すると、瀬戸田の船は確認できる

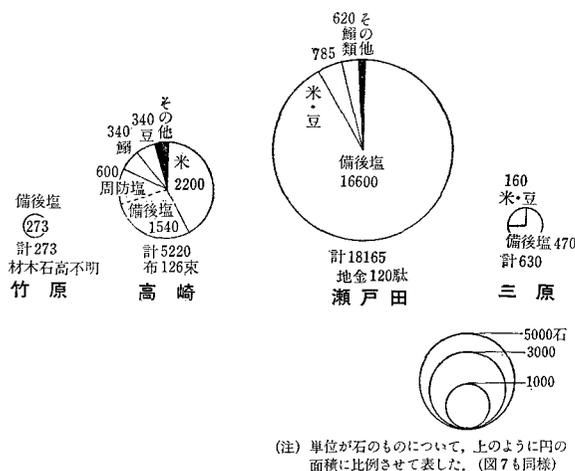


図5 文安2年兵庫北関を通関した沼田荘付近諸港所属の船の積荷

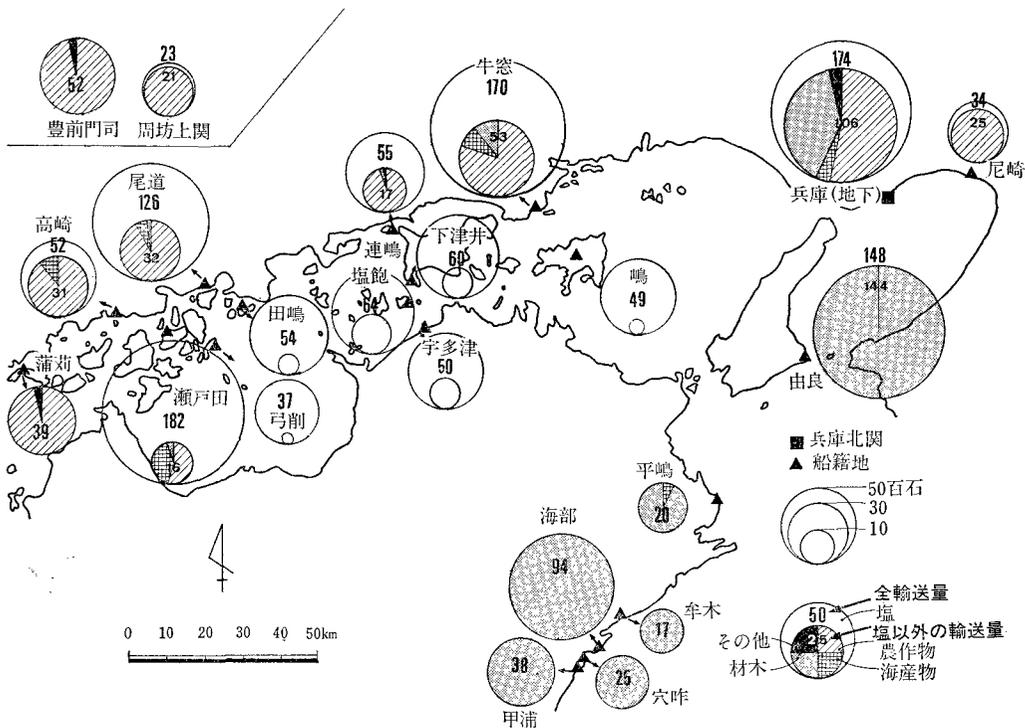


図6 文安2年兵庫北関を通関した船の主な所属地とその積荷（全輸送量が3,500石以上、ないしは塩以外の輸送量が1,500石以上の船籍地）外円は全品目、内円は塩を除く品目の輸送量を示す。塩以外の輸送量が1,500石以上の船籍地については、積荷の内容を上記のように分類して表した。

約30艘のうち400石以上が7艘を占めている(注41, 250—251頁表6参照)。これは約30艘のうち2艘に過ぎない尾道に優る数字である。

一方、小早川氏の庶子で生口島の領主、生口氏は、持船である生口船が雑物以下を運送するという理由で、応永29(1422)年に將軍義持から兵庫など諸関勘過の特権を与えられた。しかし、それに便乗して多数の瀬戸田等の商船が関銭を払わずに通ったために、翌年その特権を取り上げられている⁴⁹⁾。この事件により、生口氏と瀬戸田商人との強い結びつきとともに、入船納帳に輸送量の記載がない商船は、特権を与えられたごく限られた船であったことが確認できる。

次に、高崎は図6によれば、塩以外では8番目に高い輸送量を示し、重要な港湾であった。先に述べた方法で高崎の船の大きさを推定してみると、確認できる5艘全てが250石以上あり、最大は900石である。

また、この港に所属する船は「過書⁴⁹⁾」によって勘過される貨物を大量に運んでいる。これは、高崎の輸送業者が過書を与えられた領主と結びついていたことを示すのであろうか。ちなみに、優秀な輸送業者の存在は宝徳3(1451)年の遣明船が船頭梶取、水夫と共に高崎浦の船を雇用していることから窺える(「大乘院寺社雜事記」文明17年8月3日条)。

畿内との流通に関する検討は以上に留め、次に小早川氏による朝鮮との交易を簡単にみておく。

小早川氏の朝鮮貿易は応永25(1418)年惣領則平が日本人として初めて図書を受けたときに始まる⁵⁰⁾。当時彼は幕命を受けて九州探題波川氏を援護するため殆ど博多にいた(小証50)。そして、その輸出品は南洋の原産品が多いから⁵¹⁾、彼は博多における地位を活用して琉球の貿易商人などを通じてこれらを求め、いわば中継貿易の形態によって巨額の中間利潤を獲得したのだ

と言われている⁵²⁾。

しかし、小早川氏一族は海賊化していたから、そこからのルートも考えられる。特に、則平を継いだ持平は海賊として有名な一族の小泉氏と深い関係にあったと言われている⁵³⁾。なお、応仁2(1468)年には「備後洲高崎城大將軍源朝臣政良」が朝鮮と貿易を行っている⁵⁴⁾。これは先ほど検討した高崎浦付近の海賊衆的船持土豪かと言われている⁵⁵⁾。

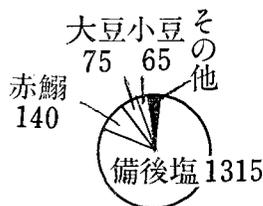
いずれにせよ、恐らく朝鮮からの輸入品は高崎のほか瀬戸田等の船によって瀬戸内海流路にも運ばれたであろう。

以上、沼田荘市場をとりまく領域外流通の内容を吟味するのに、この節では主に畿内と結びついた港湾という面から考察した。その結果、15世紀中葉には瀬戸田と高崎が瀬戸内流通網全体の中でも重要な港湾であったことが明らかになった。また、朝鮮貿易の主な基盤は博多であったらしいが、その交易品の一部は沼田荘を初めとする領域内に出回ったことも考えられよう。沼田荘市場と領域外流通との関係の一端については節を改めて検討することにしたい⁵⁶⁾。

(2) 流通に占める市場の位置

当時沼田荘市場付近は港の性格も持ち、領域外との結節点であったと考えられる。しかし、前述のように入船納帳には沼田荘市場ないしはその付近を示すと考えられる地名は見えない点を何よりも注目しなければならない。そこで、市場付近から畿内を初めとした領域外に直接輸送されたとは考え難いことになる。

瀬戸内流通網中の重要な港湾として沼田荘付近では瀬戸田と高崎を挙げることができた。すると、商品を沼田荘市場から領域外に輸送する場合、船などでまず瀬戸田・高崎に運んだと考えられる。また、領域外で生産された物品も沼田荘市場へは瀬戸田・高崎両港を通じて運ばれることが多かったのであろう。沼田荘市場より少し下流の七室で中世のものと思われる割舟が出土しており(図2)⁵⁷⁾、両港との間の輸送にはこのような小型の舟が使われたと思われる。したがって、市場に伴っていたと考えられる舟着



計 1650

塩鯛・小豆 各 10 駄
菘 350 枚

図7 文安2年兵庫北関を通関した
船所属の船の積荷

場の施設も、近代の土地割に遺構をとどめない簡便なものであった可能性が高い。沼田荘市場と領域外流通との具体的関係とは以上のようなものであったのだろう⁵⁸⁾。

ここで中世の町の発掘例として有名な備後国草戸千軒町遺跡と比較してみると、興味深い事実が浮かびあがってくる。すなわち、草戸からは船着場と考えられる遺構が出土している⁵⁹⁾が、先の入船納帳には草戸を示す地名は見えず、また、草戸が長和荘の荘園市場であるとの評価がある⁶⁰⁾から、沼田荘市場と類似することが判る。草戸付近で瀬戸内流通網に直接組み込まれていた港湾は、少し沖にある船であろう。入船納帳にみえる船所属の船の積み荷の量(図7)は瀬戸田・高崎に比べると極端に小さい。しかし、ここは潮待ち、風待ちの港としての性格ももち、重要な港であった⁶¹⁾。備前焼、瀬戸焼など領域外での生産物が草戸で出土しているが、それらは船に一旦陸揚げされたのち草戸に持ち込まれたのであろう⁶²⁾。そして草戸と沼田荘市場との相似関係から、これら草戸における出土品が沼田荘市場でも取引された可能性を考えることができる。特に、草戸から出土した朝鮮陶磁については、小早川氏による朝鮮貿易を考えると、上述の可能性が極めて高いと言えよう。

ところで、市場は領域外流通との接点であるというだけでなく、もちろん領域内流通⁶³⁾の拠点としての性格ももつ。古く康元元(1256)

年庶子の椋梨国平が借上人に与えるために、沼田新荘から檜の丸太三千本を切り出して沼田川を下したところ、惣領茂平がそれを差し押さえるという事件が起こっている（小文115）。このように、沼田川の下流は流域一帯の流通を左右する位置にあった。そこで、当時河口付近にあった沼田荘市場の影響圏は沼田荘を含む沼田川流域一帯に及んでいたことが考えられる。国平が檜を与えようとした借上人は沼田荘市場の住人かもしれない。

また、影響圏と考えられる沼田川流域一帯には史料にみえる三カ所の他にも前章で検出した様な大小の市場網が存在したと考えられる。

これらの市場と史料にみえる安直や小坂の3カ所の市場との間には領域内流通としての物流があったに違いない。そして、後者3カ所の市場は、市が開かれた場としての性格の他に、先に検討したように、領域外の流通との結節点ともなっており、前稿（注1）で用いた用語を適用すれば、津湊としての機能も想定できよう⁶⁴。

以上、本章では不十分ながら流通の中に位置づけることによって市場の機能にアプローチした。安直本市・新市、小坂新市は、沼田荘を初めとする沼田川流域一帯の領域内流通の拠点であったが、領域外流通とは瀬戸田、高崎を通じて結ばれていたと考えられるというのが本節での結論である。

V. おわりに

以上、沼田荘市場を比定し、瀬戸内流通網のなかに位置づけた。このフィールドに関しては、史料の制約からこのように不十分のままに考察を留めざるを得ない。そこで、最後に流通そのものに注目する筆者の基本的立場を今後さらに発展させるために、本稿で提起された検討課題を挙げておきたい。

その第一は、第三章第4節で検討した市場在家に関する点である。そこでは、市場在家とは第一義的には単に市場の住人であるに過ぎず、必ずしも商人ばかりではない、という点を指摘した。さらに、流通に市場を位置づけることに

よって市場の機能を問題にした前稿との関わりから言えば、市場在家の住人の上述した性格を踏まえた上で、彼らが担う商業機能を検討する必要がある⁶⁵。彼らが担う商業機能こそは、市場の果たす機能の少なくとも一部に他ならないと考えられるからである。

第二に、本稿で沼田荘市場との関わりで問題にした瀬戸内流通網の総体を討検することが挙げられる。例えば、本稿で主な研究材料とした入船納帳を用いて、船籍地毎の詳細な検討を沼田荘付近以外のものについても広げる必要がある。既に指摘したように、この史料から直接判明するのは畿内向けの流通なのではあるが、諸港間の船の動きが窺えなくもない⁶⁶。さらに、そこにみえる多くの船籍地を分類する試みも行われ始めている⁴¹（250-1頁）。このような論考を参看しつつ、入船納帳から判明する流通総体を再構成し、それに今回のフィールドを位置づけることによって新たな論点を指摘できる可能性があるであろう。

次に、本稿で用いた領域内流通・領域外流通の用語は、既に注記したように前稿における局地的流通・隔地間流通とは微妙に性格を異にする。両者の用語の関連性を整理・考察することが第三の課題である。領域内流通という用語における「領域」とは本稿では沼田荘を考えているが、一般的に言えば、例えば、局地的に流通する商品が領域内で流通を完結させたか否かを再検討する必要がある。これを換言すれば、政治的領域と流通圏の広がりとの地理的重合関係、齟齬を考察することである。

これらの点を検討課題とし、今後さらに個別研究を積み重ねていきたい。（奈良大学）

〔付記〕 本稿の作成に際しいろいろとご教示いただいた三原市本市の和泉克実氏を初めとする現地の方々に謝意を表します。なお、本研究には科学研究費・奨励研究A（課題番号61780285）を使用した。

〔注と参考文献〕

- 1) 拙稿「流通システムからみた中世農村における市場の機能」人文地理、38—4、1986、28—46頁

- 2) A 今井林太郎「安芸国沼田荘に於ける市場禁制」歴史教育, 11—9, 1936, 48—52頁
 B 同「安芸国沼田荘の市場補考」歴史学研究, 7—3, 1937, 91—94頁
- 3) A 新田英治「安芸国小早川氏の惣領制について」歴史学研究, 153, 1951, 22—26頁
 B 河合正治「小早川氏の発展と瀬戸内海」(魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店, 1952, 109—129頁)(のち, 同『中世武家社会の研究』吉川弘文館, 1973に所収)
 C 北爪真佐夫「南北朝一室町期の領主制の発展について—小早川氏の惣領制解体化と関連して—」歴史学研究, 246, 1960, 13—23頁
 D 田端泰子「室町・戦国期の小早川氏の領主制」史林, 49—5, 1966, 1—29頁(のち, 同『中世村落の構造と領主制』法政大学出版局, 1986に所収)
 E 佐々木銀弥「安芸国沼田庄・小早川氏と領内・領外商業」(同『荘園の商業』吉川弘文館, 1964), 182—202頁
 F 能島正美「小早川氏の商業政策—領内商業から遠隔地商業への発展をめぐる—」地方史研究, 145, 1977, 1—13頁
 G 北爪真佐夫「庄園体制支配と小早川氏」国学院雑誌, 80—11, 1979, 124—134頁
 H 高橋昌明「西国地頭と王朝貴族—安芸国沼田荘地頭小早川氏の場合—」日本史研究, 231, 1981, 1—33頁
- 4) A 石井進「安芸国沼田庄調査報告」月刊歴史, 33, 1971, 1—6頁
 B 石井進『中世武士団』<日本の歴史 12>小学館, 1974, 245—333頁
- 5) A 網野善彦「中世都市論」(『岩波講座 日本歴史 7 中世 3』, 岩波書店, 1976) 278—9頁
 B 網野善彦『無縁・公界・楽』, 平凡社, 1978, 139—143頁など
- 6) 『三原市史』1(通史編1), 三原市, 1977, 209—544頁, 但し執筆は橋本敬一・河合正治
- 7) 次の研究をとくに参考にした。
 小林健太郎「備中国新見庄における市場の階層分化」(水津一朗先生退官記念事業会編『人文地理学の視園』大明堂, 1986) 281—294頁
- 8) 鏡味完二・鏡味明克『地名の語源』角川書店, 1977, 143頁
- 9) 前掲 4)—B, 253頁
- 10) 頼杏坪等編。以下『芸蕃通志』<芸備叢書 1>(5分冊, 広島図書館・裳華房, 1907—1915)による。1433—36頁
- 11) 仁治4年安芸沼田新荘方正檢注目錄写(小早川家証文 8, 以下「小証」と略す。『大日本古文書家わけ11』所収)に高崎・吉名両村の名が見える。また, 寛元4年將軍家下文(小早川家文書 94, 以下「小文」と略す。同上書所収)で「沼田新庄内(中略)福田, 高崎^{以上}郷々」とあり, 福田村など3カ村は新庄内であったことが判る。そして, 木谷村は三津村のうちの一つとして現れ, 正平13(1358)年以來(小文 64, 66, 70)綿々と竹原小早川氏に受け継がれたので, 本荘内ではなかったと考えておく。
- 12) 前掲 2)—B, 93頁, 4)—A 3, 頁など
- 13) 『三原市史』4(資料編1), 三原市, 1977 所収, 589頁。この資料は広島藩各村より提出されているが, 名称は各々によって違うため, 以下同じ要領の略称で示す。
- 14) 寛永2(1625)年「武塔素蓋天皇の沼田里に來り給ふ」(安久善二編『長谷村誌』安久善二, 1922, 390—391頁)
- 15) 港としての初見は康応元(1389)年である。しかし, この時は避難場所であったに留まる。しかも, 入船納帳には忠海の名は見えない。その後永禄11(1568)年に毛利氏が河野氏の救援軍を忠海からも出船させている(浦家文書写 107『大日本古文書家わけ11』所収)のは, 小早川水軍の雄で一族の浦氏の本拠賀義城があったためと考えられる。ゆえに, 忠海の港湾としての本格的な発展は近世に入ってからであろう。
- 16) この本町で19世紀において「極月廿六日」に立った「忠海市」の起源について「忠海村国郡志」は「昔ヨリ」と記している(西村嘉助・渡辺則文編『竹原市史』3(史料編1) 1964 所収, 159頁)。これを中世起源とするわけではないが, 固定店舗による商業の発達のため市が暮市としてのみ残るということは, 十分に考えられる。なお, 文明19(1487)年に小早川氏は忠海の二郎右衛門から3貫文を借入している(⑩)。
- 17) 寛永8(1631)年宿駅駄賃の定, 同13年領内宿駅駄賃定(『広島県史』近世資料編Ⅲ, 広島県, 1973, 30頁および67頁)
- 18) 「本郷村国郡志」(『三原市史』4(注13参照)

- 所収) 870頁
- 19) 「芸備諸郡駅所市町絵図」広島藩主浅野吉長直筆、9巻(浅野家文書)。但し、広島県史編さん室撮影の写真を閲覧した。当時同室の土井作治氏によれば、享保期の作製と推定される。以下「市町絵図」と略す。
- 20) 宝暦年間作成の「中国行程記」は茅ノ市について「原市とも云う」と記しており、18世紀には原市は茅ノ市の別称であったらしい。なお、茅ノ市は伝承によれば茅の売買市にちなむ地名である。
- 21) 寛永10(1633)年幕府の諸国巡見使が初入国したとき、接待のため藩は各地に御茶屋を作った。それは多くの場合駅所に設けられたが、ここでは当時の駅所茅ノ市ではなく本郷に作られた(「玄徳公濟美録」巻四之上、寛永10年正月7日条)。同13年も茅ノ市が駅所であったことが確認できるから、暫くの間駅所は茅ノ市、御茶屋は本郷という状態が続いたらしい。そして、享保期には本郷が駅所となっていた(「広島藩御覚書帖」『広島県史』近世資料編I、広島県、1973、所収、62頁)。
- 22) この駅が近世の史料に「本郷」駅のほか、「本郷市」、「本郷村市」という形で現れることは、そのことを示唆する。また、高札には「本郷新市」とあった(「本郷村国郡志」(注18) 868頁など)。
- 23) 「本市村国郡志」588頁
- 24) 例えば、高知県吾川郡春野町弘岡市における「小規模な短冊型土地区画」の連続に対し、「系譜的にその前身をなした」同古市における「不規則なブロック型の土地区画と宅地・水田が交錯する土地利用」を参照のこと(小林『戦国城下町の研究』大明堂、1985、72、82、83頁、また、図3-4、図3-7参照)。
- 25) 前掲4-B、288頁
- 26) 建長4(1252)年正検注目録写(小証10)にみえる「崇道天王」がこの祇園社(現沼田神社)であると考えられている。前掲6)、239頁。
- 27) 「中国行程記」
- 28) a cは現在3~4mの比高で急に北側に落ち込んでおり、自然堤防ではなく人為的な築堤と考えるべきである。なお、「本郷村国郡志」に天明年間の洪水ののち「往還を地上して土手之馬踏ニ付替申」(861頁)とある。このとき荻路村でも街道をa cに移設したものであろう。
- 29) 『長谷村誌』(注14参照) 所収の「荻路村に関する古文書」(寛政13年)に「荻路市長二丁」(291頁)とある。
- 30) 『長谷村誌』58・59頁
- 31) その根拠は、戦前頃まで旧暦6月の例祭に荻路の宮総代が沼田神社に挨拶に行くと共に各々夫と婦の関係にあった本市の興と荻路のそれが沼田川で会合する行事が行われたらしいことである(『長谷村誌』59頁)。
- 32) 初見史料の「中国行程記」では2社描かれているが、そのうち東側のものは祇園社を誤まって「夷」と書いたらしい。なお、現在は祇園社の本殿の裏に置かれている。
- 33) 「中国行程記」。但し、「広島藩御覚書帖」には見えない(前掲21、149-150頁)から享保直後に設置されたものようである。
- 34) 「市町絵図」で「小路」fgの周りが「畠」である。
- 35) 沼田荘市場の商人が三原に移ったと考えられることは、既に河合正治が指摘している。前掲6)、349、484-5、542頁。
- 36) 例えば、次の論考を参照のこと。
杉山 博「庄園における商業」(松本新八郎編『日本歴史講座3 中世篇1』、河出書房、1951)のうち、杉山『庄園解体過程の研究』、東大出版会、1959年に「新見庄における商業」と改題して所収) 三浦圭一「備中国新見庄の商業一鎌倉時代中・末期の地頭分を中心として」日本史研究、29、1956
- 37) 新見庄の事例では検注帳類に「市庭在家」という形で見えるのに対し、沼田荘では検注帳以外の史料に市場「在家」という形で現れており、両者の間には検注帳と得分注文という登場する史料の相違、さらに「市庭在家」に対する市場「在家」という史料に現れる形の違いがある。しかし、市場在家とはまずは市場の住人であるという点はこの違いを超えて指摘できる。
- 38) 史料自身のもつ性格もあって、彼らの商人としての側面は史料から直接窺い得ない。従来の中世史学において彼らの商業を問題にする際、保有耕地面積の広狭から推定するという間接的なアプローチをとってきたのはこのためである。
- 39) 前掲4)一B、289頁など
- 40) 燈心文庫、林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版、1981

- 41) 武藤直は、一石当たりの関銭額を用いて内容が不明である品目の推定を試みている。
武藤「中世の兵庫津と瀬戸内海水運—入船納帳の船籍地定に関連して—」(注39所収), 241頁
- 42) 佐々木銀弥『中世の商業』至文堂, 1961, 89頁
- 43) 東大蔵入船納帳にも登場する「三原」を備後国三原に宛ててきた通説を今谷明は批判し、その殆どを淡路国三原に比定している(今谷「兵庫関納帳に見える“三原”について」日本歴史, 401, 1981, 73—76頁)。この見解は妥当であり、筆者も従った。
- 44) 備後塩50, 128石のうち、瀬戸田の船は16, 330石を運んでいる。なお、塩全体は106, 883石である(注41, 241頁)。
- 45) 廣山堯道『兵庫北園入船納帳』にあらわれる塩』(松岡秀夫傘寿記念論文集刊行会編『兵庫史の研究』, 神戸新聞出版センター, 1985) 389—390頁
- 46) 武藤は関税が極端に高率であることから「備後」を塩と解する通説に疑問を投げかけている(前掲 41), 241頁)が、ここでは一応通説に従った。
- 47) 図で材木類は多く紀伊水道沿いから運ばれている。地域分化が窺われて興味深いのが、既に指摘したように材木類は嵩高いため、石で集計すると大きめに計上されると考えられる。これを裏付けるように、瀬戸田が運ぶ備後塩の関銭平均賦課率5.88文1石(注41, 241頁)を用いて備後塩分を差し引くと、備後塩以外の総関銭は瀬戸田について25, 162文と推算され、牟木, 平嶋, 穴咋, 甲浦の総関銭をはるかに超え、瀬戸田の比重は高まるのである。
- 48) 東大寺文書, 応永29年生口舟過書案および応永30年兵庫問丸請文案(『神戸市史』資料編1, 神戸市, 1923, 283—284頁)
- 49) 入船納帳にみえる「過書」については次の論考を参照のこと。小林保夫「南北朝・室町期の過所発給について—室町幕府職制史の基礎的考察—」(名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』上, 吉川弘文館, 1975) 385—425頁。同「入船納帳にみる国料と過書」(注40所収) 289—302頁。
- 50) 「世宗実録」即位年11月乙亥の条。
- 51) その詳細は田村洋幸『中世日朝貿易の研究』三和書房, 1967, 393—4頁を参照せよ。
- 52) 前掲 51), 394頁および 6), 354頁等参照。
- 53) 前掲 4)—B, 316頁
- 54) 『海東諸国記』(『広島県史』古代・中世資料編 I, 広島県, 1974, 567頁)
- 55) 前掲 6)—G, 352頁
- 56) 小早川氏は沼田荘の領家に対し永徳年間に毎年30貫文(小証 31), 更に応永年間には庶子家分も合わせて150貫文の納入を契約している(小証40)。これらの銭貨の調達方法としては、沼田荘からの年貢物を領域外に輸送したのち換貨したか、もしくは沼田荘内の市場などで売却し、貨幣に換えたかのいずれかが考えられる。後者の場合もその年貢物は商品となり、その一部は領域外にも運ばれたものであろう。そこで、いずれにせよ、沼田荘での生産物を領域外に輸送することが問題となるのである。
- 57) 『三原市史』1(注6参照) 701—3頁
- 58) 鈴木敦子「中世後期における地域経済圏の構造」歴史学研究別冊特集, 1980, 62頁参照。
- 59) 新谷武夫「草戸千軒町遺跡 第12次発掘調査概要」草戸千軒町遺跡, 13, 1974, 42頁
- 60) 志田原重人「荘園制と草戸千軒—草戸千軒解明の一視点(2)—」草戸千軒, 55, 1978, 1—5頁など。
- 61) 例えば、応仁元(1467)年の天竜寺船団中「鞆宮丸千石」の名が見える(『戊子入明記』『広島県史』古代・中世資料編 I, 570頁)。なお、入船納帳にみえる瀬戸田, 高崎の船は最大各々500石, 900石である。
- 62) 鞆で出土した中国陶磁が草戸に較べ良質であることは(広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編『鞆—市街地遺跡発掘調査報告—』福山市教育委員会, 福山市文化財協会, 1980), この両者の流通上の関係を示すものと考えたい。なお、今谷明は鞆の他に笠岡も挙げている。今谷「瀬戸内制海権の推移と入船納帳」(注40所収), 281頁
- 63) 本稿で用いる「領域内流通」「領域外流通」の用語における「領域」とは沼田荘ないしは沼田川流域を念頭においており、単にこれを越えないものが領域内流通, 越えるものを領域外流通としている。従って、前者は前稿(注1)での局地的流通のほか、隔地間流通のうち、例えば都市に運ばれる農産物が領域内の市場に集荷されるまでの段

階を含む。

64) 但し、若狭小浜、伊勢桑名のような典型的津湊としては評価できない。

65) 小林健太郎の研究(注24)では市場の機能も景観を手掛かりにして考察されている。すなわち、市町の商業が市場商業と店舗商業のいずれにウェートを置くかを、復原された「市(町)屋敷」の土

地割形態から推定している。具体的には、市町の故地においてブロック型地割が卓越する場合市場商業への依存が高く、短冊型地割を形成しておれば、店舗商業にウェートが置かれていたと判断されている。この研究方法は市場の機能への直接的アプローチではない。

66) 例えば、前掲 42), 88頁など。

The Market places in *Nuta-no-sho*, *Aki-no-kuni* and the Flow Network of *Setouchi* Hirosugu FUJITA

The author has studied the general function of medieval marketplaces in flow process of goods between rural areas. In studying the function of the particular marketplaces, it is important to examine other flow processes (e.g., the flow toward *Kinai*, metropolitan area in those days). The purpose of this paper is to reconstruct the marketplaces in *Nuta-no-syo* (manor), *Aki-no-kuni* (*Aki* province) and then consider the function of them in the light of the flow network of *Setouhi*.

Three marketplaces, *Shin-ichi* in *Osaka-go*, *Hon-ichi* and *Ajika-shin-ichi* in *Ajika-go*, are mentioned in historical materials (studied in Chapter II). These three marketplaces can be identified at the mouth of the *Nuta* River. *Hon-ichi* and *Ajika-shin-ichi*, which were composed of about 30, *ichiba-zaike*, (a historical term for a type of house in marketplaces) and are thought to have adjoined each other, are reconstructed in Figure 3. Figure 4 shows a reconstruction of *Shin-ichi* in *Osaka-go*, which weve consisted of about 150 *ichibazaike*. The settlement form of botii of these two marketplaces can be considered as an agglomerated village with a small village (Chapter III). They functioned as transshipment points in the flow of goods from the *Nuta* basin, including *Nuta* basin, including *Nuta-no-syo*, to outside via *Setoda* and *Takasaki* (Chapter IV).

The author is convinced that this consideration is the first step in the study of the function of other market-places in Medieval period.